

令和2年度第2回河川審議会（R3.3）での主な委員意見と対応について

【新旧比較表の見方】  
 前回示した河川整備基本方針(原案)から変更・削除した箇所を青字で表記。  
 今回示した河川整備基本方針(修正原案)で修正・追加した箇所を赤字で表記。

令和3年度第1回  
 静岡県河川審議会  
 白田川-資料-1

分類	No.	意見内容	意見のポイント ⇒県の考え方	白田川水系河川整備基本方針（原案）新旧比較表	
				前回示した河川整備基本方針（原案）【旧】	今回示した河川整備基本方針（修正原案）【新】
治水	白-1 共通	●【資料-1 p.9-10】、【資料-3.4（本文） p.7】資料-1の津波の対策の箇所について、「住民や観光客の迅速かつ主体的な避難」という記述がされている。一方、資料-3.4（本文）の該当箇所においては、「住民等」と表現している。両河川の流域において、観光の重要性は高いと考えられることから、本文においても、「観光客」の記述を加えるのが良いと考える。	◆流域において観光の重要性の高いと考えられるため、観光客の記述が良いと考える。  ⇒住民等には、観光客のほかにも流域外から来る通学、通勤の方を考慮している表現であるが、東伊豆町の総合計画においても、地域産業の振興として、「観光地づくりの推進」や「観光施設整備の推進」など、観光に関して重要度が高い。このため、「観光客」の記述を加える。	◆P7 2(2)ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項<津波対策> また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「レベル2の津波」を「最大クラスの津波」とし、「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、東伊豆町との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。	◆P7 2(2)ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項<津波対策> また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「レベル2の津波」を「最大クラスの津波」とし、これに対しては、施設対応を超過する事象として、 <u>地域住民や観光客等</u> の生命を守ることを最優先とし、東伊豆町との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。
	白-2 共通	●東伊豆町において、これからの地域の土地利用などを考えていく上で、津波危険区域指定等、どのように描かれているのか。例えば、レッドゾーンの指定は東伊豆町として考えていないのか。	◆東伊豆町における津波対策の考え方を明記したほうが良い。  ⇒津波対策の方針について、静岡県第4次地震被害想定や津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県や市町が行っている取組状況を詳細に記載する。 東伊豆町では、県が示した津波浸水想定区域区域に基づき、「東伊豆町防災マップ」を策定している。 県では、平成28年3月に津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域（イエローゾーン）を東伊豆町と河津町で初めて指定したところである。 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定については、全国で唯一静岡県伊豆市が指定を行っている。また、オレンジゾーンの区域のうち市町村が条例により開発行為などの規制を行うレッドゾーンの指定については、全国でも事例はない。	◆P4 1(2) 河川及び流域の概要<津波対策の方針> 東日本大震災を踏まえた静岡県第4次地震被害想定（平成25年）では、 ．．．（中略）．．． 白田川では、「レベル1の津波」は河川内を遡上することによる被害は想定されていない。また、「レベル2の津波」では、河川護岸及び海岸堤防を越流し、浸水被害が想定されている。 沿岸部の白田地区では、地元との協議を受け、避難を中心としたソフト対策を推進する方針が示された。現在では、東伊豆町を中心にソフト対策が進められている。	◆P4 1(2) 河川及び流域の概要<津波対策の方針> 東日本大震災を踏まえた静岡県第4次地震被害想定（平成25年）では、 ．．．（中略）．．． 白田川では、「レベル1の津波」では河川内を0.4km以上遡上することが想定され、また「レベル2の津波」では、河川護岸及び海岸堤防を越流し、沿岸部で最大約7ha以上が浸水すると想定されている。 東伊豆町では、県が示した津波浸水想定区域に基づき、平成27年5月に「東伊豆町防災マップ」を公表している。 また、平成28年3月に県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「レベル2津波」に対して警戒避難体制を特に整備すべき区域として、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」に東伊豆町を指定した。 静岡県と東伊豆町は、沿岸部の白田地区において、地元との協議を受け、避難を中心としたソフト対策を推進する方針を示した。現在では、東伊豆町を中心にソフト対策が進められている。
	白-3 共通	●白田川・稲取大川の両水系は水位周知河川でなく、基準水位も設定がないこと、流況調査も実施されていないことから、具体的な避難の体制等を記述するのが困難であることは認めるが、今の記述量では重要性がないようにとられかねない。東伊豆町による避難指示体制の検討等、どのように行うのか。	◆東伊豆町の避難体制について、記載が不十分である。  ⇒流域の特性などにより、水位周知河川に指定にまでは至っていない。しかし、近年全国で頻発化・激甚化する豪雨災害を踏まえ、中小河川でもリスク情報の把握に努めている。白田川では、河川監視カメラや危機管理型水位計を設置しており、県の防災情報システムにより閲覧できる。また、白田川では、想定最大の降雨に対する浸水区域の検討を進めているところであり、検討結果を東伊豆町に提供していくなど、今後も適時避難指示体制検討に対する支援を行っていく。	◆P3 1(1) 河川及び流域の概要<これまでの取組状況> 白田川下流部には河川監視カメラが設置されており、白田橋付近の河川の現況はライブ映像として、サイボスレーダーにより公開されている。	◆P3 1(1) 河川及び流域の概要<これまでの取組状況> また、下流部の白田橋に危機管理型水位計を設置し、河川水位を観測しているとともに、その直上流の町道橋付近には、通常時のみならず、洪水時の河川の状況を確認することのできる河川監視カメラを設置している。これらは、静岡県土木総合防災情報システム「SIPOS RADAR（サイボスレーダー）」等のウェブサイトで閲覧できる。
	白-4 共通	●東伊豆町について、津波・地震被害想定区域及び土砂災害警戒区域に関連したハザードマップは作成されているが、洪水ハザードマップが作成されていないが、静岡県としてどのように考えているか。町に対して何らかのアドバイスを行うことを考えているか。	◆土砂災害警戒区域に指定されている点も踏まえ、複合的に起こる土砂災害なども考慮した河道整備をしたほうが良い。  ⇒河川の河道整備では、対象規模の降雨に対して、安全に流下することを目的としている。しかしながら、複合的に発生する災害に関しては、流域内で行う事業において情報提供等を通じて流域内の総合的な防災対策を推進するといった文言については記述してきたところである。	本文について修正なし	本文について修正なし
	白-5 共通	●今回の河道整備の検討においては、雨量観測所における観測雨量を基に推定された流量・水位に基づいて行われているが、雨量のみに依存した検討で「整備必要性なし」と判断するのは妥当であるか。例えば、両水系ともに上流部に土砂災害警戒区域の設定があることを踏まえると、平成30年豪雨に近い、土砂災害と連動した水害の危険があると考えられる。	◆土砂災害など連動した水害に対しては、河川管理者だけでなく、砂防課など他の管理者との調整が必要である。  ⇒流域内で行う事業において情報提供等を通じて流域内の総合的な防災対策を推進するといった関係機関との連携については記述してきたところである。	本文について修正なし	本文について修正なし
	白-6 共通	●土砂災害と連動した水害、では砂防課など部局をまたいだ対策・調整が必要と考えられるが、どのように考えているか。	◆河川内工作物等についての適切な維持を行う必要がある。  ⇒「河川の維持管理に関する事項」で「・・・維持管理においても、施設管理者への働きかけ」と記載を行っている。	本文について修正なし	本文について修正なし
	白-7 共通	●【資料-2】「①昭和33年狩野川台風・・・砂防堰堤が設置された。」について、近年の大雨の傾向から、損害を受ける事態の発生も予想されるが、そのような古い設備のメンテナンス・チェックの体制・状況はどのようにになっているか。	◆白田川は、災害を契機に昭和14年に砂防指定地として指定し、砂防事業により河川整備が行われてきた。その後も狩野川台風での災害を受け、上流まで砂防指定地を拡大し、護岸や砂防堰堤を整備してきた。 一方で、稲取大川では、狩野川台風により砂防指定地として指定を行い、砂防事業による護岸工を整備しているものの、昭和50年、51年で再び被害を受け、現在の河道は、災害関連事業による河川改修をした経緯があり、その経緯の違いを反映している。	本文について修正なし	本文について修正なし
	白-8 共通	●【資料-3.4（本文） p.6】「河川整備の基本理念」について、書出しが白田川と稲取大川で若干異なっているのは、意図があるのか。	◆砂防堰堤のほかに、床固工や護岸工を砂防事業で整備されている。砂防堰堤により上流からの土砂を捕捉し、下流で河道が閉塞するのを防いでいる。 護岸工による河道断面確保や河床の安定化を目的とした床固工により現在の河道断面を有しており、流下能力の向上に寄与している。 施設設置目的を河川及び流域の概要で記載をする。	◆P1 1(1) 河川及び流域の概要 河道には断続的に床固工・堰堤が設置されている。	◆P1 1(1) 河川及び流域の概要 河道には、河床の安定化を目的とした床固工や土砂流出防止を目的とした堰堤が設置されている。
	白-9 共通	●計画洪水（1/30）で流下能力を有し、想定最大規模洪水では基本的には避難に徹するという考え方はよく把握しているが、1/50程度のより現実的な超過洪水に対する考え方はどうなっているか。例えば、主要な緊急道路の耐浸水・流出対策を行うなど、具体的な考えはないのか。	◆土砂災害警戒区域に指定されている点も踏まえ、複合的に起こる土砂災害なども考慮した河道整備をしたほうが良い。  ⇒河川の河道整備では、対象規模の降雨に対して、安全に流下することを目的としている。しかしながら、複合的に発生する災害に関しては、流域内で行う事業において情報提供等を通じて流域内の総合的な防災対策を推進するといった文言については記述してきたところである。	◆P7 2(2) 河川整備の基本方針 白田川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、水源から河口までの一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。この基本方針に基づき、目標を明確にして段階的に河川整備を進める。	◆P7 2(2) 河川整備の基本方針 白田川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、水源から河口までの一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。この基本方針に基づき、目標を明確にして段階的に河川整備を進める。  さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で災害発生防止又は軽減に向け、あらゆる関係者が、協働して主体的に取り組む総合的な治水対策を推進するための必要な支援を行う。

令和2年度第2回河川審議会（R3.3）での主な委員意見と対応について

【新旧比較表の見方】  
 前回示した河川整備基本方針(原案)から変更・削除した箇所を青字で表記。  
 今回示した河川整備基本方針(修正原案)で修正・追加した箇所を赤字で表記。

令和3年度第1回  
 静岡県河川審議会  
 白田川-資料-1

分類	No.	意見内容	意見のポイント ⇒県の考え方	白田川水系河川整備基本方針（原案）新旧比較表	
				前回示した河川整備基本方針（原案）【旧】	今回示した河川整備基本方針（修正原案）【新】
治水	白-11 共通	●流域住民としては、浸水・流出の確率がどの程度かという情報は重要であると考えられることから、計画規模洪水～最大規模洪水の間の各段階における浸水想定図についても情報提供を行うべきではないか。	◆⇒白田川は、水防法で規定された洪水予報河川や水位周知河川以外の川であり、浸水想定区域が示されていない。しかしながら、近年の災害の激甚化・頻発化を受けて、指定されていない河川においては想定最大の降雨に対する浸水想定区域について検討を進めているところである。	本文について修正なし	本文について修正なし
	白-12 共通	●流域治水の考えに関係して、浸水予想区域の低地宅地の嵩上げや移住など、長期的な対策についても、時間がかかる分、今から問題提起しておくべきではないか。	◆流域治水の考えに基づいた長期対策について問題提起をしていくべきである。  ⇒基本方針の本文では、関係機関が実施している事業において、情報提供等を通じて流域内の総合的な防災対策を推進するといった関係機関との連携について記述してきたところである。 長期的な対策については、現在、白田川における流域治水プロジェクトについては検討段階であるため、具体的な対策までは、記述できないものの、河川整備の方針として、流域治水の概念について記載する。	白-10での対応と同じ	白-10での対応と同じ
	白-13 共通	●これまでの総合治水と新しい流域治水の考え方における土地利用計画の考え方（例）総合：流出流量の抑制、流域：氾濫水の処理を含む）の違いについて、可能な範囲で記載できないか。			
利水	白-14	●【資料-3.4（本文） p.8】 「流況の把握に努めるとともに」という記述が資料-3（稲取大川）の3行目に記載があるが、白田川には記載されていないが、この意図は何か。	◆流水の正常な機能の維持に関する事項として、各河川の記載の違いはないが。  ⇒流況の把握については、白田川も同様に記載をする。	◆P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持> 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、健全な水循環の維持や美しい景観の形成の観点も加え、土地の適正利用、森林や農地の保全、生活排水の適正処理について東伊豆町などの関係機関や地域住民等と連携しながら、河川及び流水の適正な管理に努める。	◆P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持> 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、 <b>流況の把握に努めるとともに</b> 、健全な水循環の維持や美しい景観の形成の観点も加え、土地の適正利用、森林や農地の保全、生活排水の適正処理について東伊豆町などの関係機関や地域住民等と連携しながら、河川及び流水の適正な管理に努める。
	白-15 環境	●【資料-1 p.11】 白田川の正常流量の必要流量検討項目「5.漁業」について、漁業権の指定がある河川であるため、検討の必要性があると考えられる。	◆正常流量の必要流量検討項目「漁業」の必要がある。 ⇒必要流量検討項目の「動植物の生息地又は生育地の状況」では、漁業権が設定されている魚種についても検討しており、漁業における必要流量は網羅される。	本文について修正なし	本文について修正なし
環境	白-16	●【資料-1 p.12】 維持流量検討項目の「■景観面からの必要流量算出」について、「抽出した検討地点にこれに該当する箇所がないため、本項目からの必要流量は算定しない」とあるが、「検討した抽出地点」とはどこか。抽出地点以外に該当する箇所はないか。	◆「景観」における検討について、抽出地点の設定根拠や抽出地点以外の箇所があるのではないか。  ⇒比較的多くの人に河川景観を眺望できる箇所として、人が集中する市街地区間で、歩道が整備されている橋梁として、「しらなみ橋」と「白田橋」の2橋を対象としている。 「しらなみ橋」は、感潮区間であり、水位変化は潮位に支配されるという点から、必要流量の算出は行っていない。 「白田橋」では、落差工が連続し、河床が平坦化していることから、低水時に河床が露出し、水面幅が大きく変化してしまうような景観に影響を与えることが少ないため、必要流量の算出は行っていない。	本文について修正なし	本文について修正なし
	白-17 共通	●【資料-3.4（本文） p.9】 「地域との連携と地域発展に関する事項」について、「地域住民が河川管理に積極的に参画する取組」、「地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組」等の記述があるが、より具体的な策として「良好な景観を作っていく」といったことを加えてはどうか。人を取込むには流量等の数値だけでなく、「見た目の景観」が重要と考える。	◆河川に対しての親しみや興味を持ってもらうためには、「見た目の景観」が重要である。  ⇒白田川は河口部の景観のほかにも、上流域の豊かな溪流環境や豊富な流水といった環境面、利水面でも地域の人々にとって重要な河川であると考えている。この事項では、白田川の特性を踏まえて、地域の連携等の内容を具体的に記載する。	◆P9 2(2)エ 地域との連携と地域に発展する事項 教育機関における河川防災教育等、地域住民が河川管理に積極的に参画する取組を東伊豆町や地域住民と連携し推進するとともに、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組みを推進する。	◆P9 2(2)エ 地域との連携と地域に発展する事項 上流域の溪流部の自然豊かな環境や温泉地を含む街並みなどからなる河川景観、東伊豆町の水道用水の水源に利用されている豊富な流水など、白田川は地域の財産として、守り、育て、個性のある地域の持続的な発展に活用できるよう、東伊豆町における地域振興、まちづくりや景観づくりなどに関する計画との調整、連携に努める。 また、東伊豆町や地域住民と連携し、教育機関における河川防災教育や河川愛護の意識を啓発する取組等の充実を図るとともに、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組みを推進する。
	白-18 共通	●【資料-3（本文） p.8】 「河川環境の整備と保全」の中で「汽水域特有の生態系や景観等が形成されている」等、景観という言葉が入っているが、汽水域の景観の特徴など、具体的なイメージが伝わる記述とするのが良いと考える	◆白田川を持つ河川景観をイメージしやすいように、具体的に記載をするべきである。  ⇒後述する河川景観に関しての記述を修正する。	◆P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の整備と保全> また、河川景観に関しては、既存の親水施設や東伊豆町におけるまちづくりと調和した美しい景観が形成されるよう、河川整備や維持管理に際して、東伊豆町や地域住民等との調整や連携を図ることとする。	P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の整備と保全> また、河川景観に関しては、 <b>河川沿いの町並みと海岸眺望などから形成される良好な河川景観を有しており、既存の親水施設や東伊豆町におけるまちづくりと調和した美しい景観が形成されるよう</b> 、河川整備や維持管理に際して、東伊豆町や地域住民等との調整や連携を図ることとする。
白-19 共通	●【資料-3.4（本文） p.8】 「河川環境の整備と保全」の3行目について、「多様な河川環境・・・保全と再生、創出に努める。」とあるが、「保全」の現状維持、「再生」の失われた環境の回復は問題ないが、「創出」を用いる場合、現在の環境を別の環境に置き換える意味にとられるため、適切ではない。	◆環境に対して、「創出」、「再生」、「創出」についての文章表現が適切であるか。  ⇒「創出」という表現については、良好な環境が形成されているという表現に反するため、削除する。	◆P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の保全> 中・下流部においては、瀬と淵のある河床環境や、砂州、抽水植物や自然河岸といった水辺環境など良好な環境が形成されていることから、河川整備等を行う際は、生物の生息場となる瀬・淵、砂州、抽水植物、河畔林の生育基盤等の保全・創出に努めるほか、山付部については、水際から陸域への連続性の確保を図る。	◆P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の保全> 中・下流部においては、瀬と淵のある河床環境や、砂州、抽水植物や自然河岸といった水辺環境など良好な環境が形成されていることから、河川整備等を行う際は、生物の生息場となる瀬・淵、砂州、抽水植物、河畔林の生育基盤等の保全に努める。	
住民との関わり	白-20	●【資料-3（本文） p.8】  白田川について、「住民参加による河川愛護活動等を積極的に支援し」と書いてあるが、これは県としては支援するが、住民と協働によってこの河川が守られていくことを目指しているということか。協働による河川愛護活動という書き方は間違っていないが、そのためには様々な世代、多様な方への啓発が大切で、次世代に対する教育が必要ということを記載したいのだと思うが、もう少し丁寧に、具体的に書いたほうが良い。	◆流域が持つ魅力何かを具体的に明記し、それらをどのように伝えていくかを記載すべき。  ⇒白田川を持つ魅力については、上流の自然河岸における山付きの溪流環境、中下流部の良好な河川景観、また、地域の水源となっている豊富な流水が挙げられる。そのため、住民が白田川を地域の財産として、地域の発展のために活用すること、また、河川の防災教育や河川に対する愛護の意識を醸成してもらう取組を推進していく。	◆P9 2(2)エ 地域との連携と地域に発展する事項 教育機関における河川防災教育等、地域住民が河川管理に積極的に参画する取組を東伊豆町や地域住民と連携し推進するとともに、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組みを推進する。	◆P9 2(2)エ 地域との連携と地域に発展する事項 上流域の溪流部の自然豊かな環境や温泉地を含む街並みなどからなる河川景観、東伊豆町の水道用水の水源に利用されている豊富な流水など、白田川は地域の財産として、守り、育て、個性のある地域の持続的な発展に活用できるよう、東伊豆町における地域振興、まちづくりや景観づくりなどに関する計画との調整、連携に努める。 また、東伊豆町や地域住民と連携し、教育機関における河川防災教育や河川愛護の意識を啓発する取組等の充実を図るとともに、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組みを推進する。